

令和7年度 山武郡市職員合同採用試験

申込総務課行政班 ☎84-1211



↑山武郡市広域行政
組合HPはこちら



↑町HPは
こちら

試験日時 9月21日(日) 午前10時(午前9時開場)

試験会場 県立東金高等学校(東金市東金1410)

※一般行政職(障がい者)の試験会場は、山武郡市医療福祉センター(東金市堀上360-2)

申込受付期間 7月22日(火)～8月12日(火)

申込書請求先 参加団体の人事担当課

※山武郡市広域行政組合のホームページからも申込書をダウンロードできます。

申込書の受付 受験を希望する団体の人事担当課

●職種別採用予定人数(受験の申し込みは、1団体1職種に限り、併願はできません。)

団体名	所在地電話番号	職種別採用予定人数												
		上級職				資格免許職			初級職				その他の職	
		一般行政職	土木	建築	電気	保育士	保健師	保育教諭	一般行政職	土木	建築	消防職	※備考	
横芝光町	〒289-1793 横芝光町宮川11902 ☎84-1211	3人					1人		3人				・一般行政職上級(社会福祉士) ・一般行政職初級(障がい者)	1人 1人
東金市	〒283-8511 東金市東岩崎1-1 ☎0475-50-1118	10人	※備考				2人	4人	10人	4人			※土木上級・土木上級(有資格者)・ 土木上級(経験者)合わせて ・一般行政職初級(障がい者) ・ガス上級(有資格者)	6人 2人 2人
山武市	〒289-1392 山武市殿台296 ☎0475-80-1117	14人	※備考	若干名	※備考		2人	6人	3人	若干名			※土木上級・土木上級(経験者)合わせて ※電気上級・電気上級(経験者)合わせて ・一般行政職上級(社会福祉士)	若干名 若干名 若干名
大網白里市	〒299-3292 大網白里市大網115-2 ☎0475-70-0301	10人	※備考	※備考		1人	2人		5人	3人	1人		※土木上級・土木上級(有資格者)・ 土木上級(経験者)合わせて ※建築上級・建築上級(有資格者)・ 建築上級(経験者)合わせて ・一般行政職上級(社会福祉士) ・一般行政職初級(障がい者)	3人 1人 2人 1人
九十九里町	〒283-0195 九十九里町片貝4099 ☎0475-70-3106	3人	※備考						2人	2人			※土木上級・土木上級(有資格者)・ 土木上級(経験者)合わせて	2人
芝山町	〒289-1692 芝山町小池992 ☎77-3901	若干名							若干名	若干名				
山武郡市広域 水道企業団	〒283-0062 東金市家徳361-8 ☎0475-55-7851								若干名	若干名				
山武郡市広域 行政組合	〒283-8505 東金市東岩崎1-17 ☎0475-54-0250	若干名							若干名			5人		

●横芝光町の試験区分・受験資格・試験内容

試験区分		受験資格	試験内容
上級職	一般行政職	・平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。 ・平成16年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した方(令和8年3月までに卒業見込みの方を含む。)	択一式一般教養 適性検査
資格免許職	保健師	・平成2年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、保健師の資格を有する方または令和7年度に実施される試験で保健師の資格取得見込みの方。	択一式一般教養 択一式専門 適性検査
初級職	一般行政職	・平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。	択一式一般教養 適性検査
その他の職	一般行政職上級 社会福祉士	・平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、社会福祉士の資格を有する方または令和7年度に実施される試験で社会福祉士の資格取得見込みの方。	択一式一般教養 択一式専門 適性検査
	一般行政職初級 障がい者※	・平成2年4月2日から平成20年4月1日までに生まれ、下記要件を満たす方で、学歴を問わない。	択一式一般教養 適性検査

※横芝光町一般行政職初級(障がい者)の受験資格の詳細については、次のとおりです。

《下記手帳等のうち、いずれかの交付を受けている方で、活字印刷文の出題への対応が可能であること》

- ①身体障害者手帳または都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という)もしくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る)
- ②都道府県知事もしくは政令指定都市市長が交付する療育手帳または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医もしくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- ③精神障害者保健福祉手帳

*上記の手帳等は、第1次試験日当日において有効であることが必要です。

*採用後においても、障害者雇用状況調査のため、手帳等の提示を求めることがあります。

*障がいの程度や手帳の種類等によっては、再認定の実施や有効期限の更新が必要となるものがあります。手続きには時間を要する場合がありますのでご注意ください。

*上記の手帳等の内容については、受験資格の確認のため、こちらから連絡させていただく場合があります。